

商船三井健康保険組合同規約

第1章 総則

(組合の目的)

第1条 この健康保険組合(以下「組合」という。)は、健康保険法(大正11年法律第70号。以下「法」という。)に基づき、この組合の組合員である被保険者の健康保険を管掌することを目的とする。

(組合の名称)

第2条 この組合は、商船三井健康保険組合という。

(組合の事務所等)

第3条 組合の事務所は、次の場所に置く。

東京都港区虎ノ門2丁目1番1号

(設立事業所の名称及び所在地)

第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

株式会社商船三井	東京都港区
商船三井労働組合	東京都港区
商船三井健康保険組合	東京都港区
エム・オー・エル・アカウントィング株式会社	東京都港区
株式会社MOLシップテック	東京都港区
株式会社中国 SHIPPING エージェンシイズ	広島市南区
商船三井客船株式会社	東京都港区
エム・オー・エル・シップマネージメント株式会社	東京都港区
株式会社MOLマリン	東京都港区
日本栄船株式会社	神戸市中央区
MOLエンジニアリング株式会社	東京都港区
エム・オー・エル・エルエヌジー輸送株式会社	東京都港区
MOLケミカルタンカー株式会社	東京都港区
グリーン SHIPPING 株式会社	北九州市門司区
株式会社エム・オー・エルアジャストメント	東京都港区
MOLビジネスサポート株式会社	東京都港区
商船三井フェリー株式会社	東京都中央区
商船港運株式会社	神戸市中央区
国際コンテナ輸送株式会社	東京都品川区

商船三井テクノトレード株式会社	東京都千代田区
日本水路図誌株式会社	神奈川県横浜市
商船三井ロジスティクス株式会社	東京都千代田区
エムオーツーリスト株式会社	東京都港区
株式会社ブルーシーネットワーク	東京都中央区
株式会社ブルーハイウェイサービス	東京都中央区
ダイビル株式会社	大阪市北区
グリーン海事株式会社	名古屋市港区
商船三井近海株式会社	東京都港区
商船三井オーシャンエキスパート株式会社	東京都港区
株式会社宇徳	神奈川県横浜市
株式会社宇徳ビジネスサポート	神奈川県横浜市
株式会社商船三井内航	東京都港区

第2章 組合会

(議員の定数)

第5条 組合の組合会の議員の定数は、22人とする。

(被選挙権を有しない者)

第6条 次の各号に掲げる者は、議員となることができない。

- (1) 法第118条第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 日本国外にある者であつて、その期間が3ヶ月以上の者

(議員の任期)

第7条 議員の任期は、2年とする。

- 2 前項の任期は、選定又は総選挙の日から起算する。ただし、選定又は総選挙の日が前任者の任期満了前であるときは、前任者の任期満了の翌日から起算する。
- 3 議員に欠員を生じたため、新たに選任された議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 議員の定数に異動を生じたため、新たに選任された議員の任期は、現に議員である者の任期満了の日までとする。

(互選議員の選挙の方法)

第8条 被保険者である組合員の互選する議員(以下「互選議員」という。)の選任は、単記の無記名投票による選挙により行わなければならない。ただし、議員候補者の数が選挙すべき議員の定員を超えない場合は、この限りでない。

- 2 前項の投票は、1人につき1票とする。

(互選議員の選挙区及び議員数)

第9条 (削除)

(互選議員の選挙の管理)

第10条 互選議員の選挙においては、選挙長をおこななければならない。また、2以上の投票所を設けるときは、投票所ごとに投票管理者をおこななければならない。

- 2 選挙長及び投票管理者は、理事会において選任する。
- 3 選挙長は、選挙会の開閉、投票及び開票の管理並びに当選人の決定その他選挙の管理に関し必要な事務を行う。
- 4 投票管理者は、投票所の開閉その他投票の管理を行う。
- 5 互選議員の選挙を行ったときは、選挙長は選挙録を、投票管理者は投票録を作り、それぞれこれに署名しなければならない。ただし、第8条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、この限りでない。

(当選人)

第11条 選挙の結果、各選挙区において最多数の投票を得た者をもって当選人とする。ただし、各選挙区内の議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第8条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合において、当該議員候補者をもって当選人とする。

(選挙の無効)

第12条 選挙は、選挙の規定に違反することがあって、選挙の結果に異動を生ずるおそれがある場合に限り無効とする。ただし、当選に異動を生ずるおそれのない者を区分することができるときは、その者に限り当選の効力を失うことはない。

(互選議員の選挙執行規定)

第13条 この規約に定めるもののほか、互選議員の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

(選定議員の選定)

第14条 事業主である組合員が選定する議員(以下「選定議員」という。)は、互選議員の総選挙の日に選定しなければならない。

- 2 選定議員に欠員を生じたときは、事業主である組合員はすみやかにその欠員について議員を選定しなければならない。
- 3 事業主である組合員は、議員を選定したときは、文書で理事長に通知しなければならない。

(議員の就退職)

第15条 議員が就退職したときは、すみやかにその旨を公告しなければならない。

(通常組合会)

第16条 通常組合会は、毎年2月及び7月に招集することを常例とする。

(臨時組合会)

第17条 理事長は、議員の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して組合会の招集の請求があったときは、その請求のあった日から20日以内に臨時組合会を招集しなければならない。

2 前項のほか、理事長は、必要があるときは、いつでも臨時組合会を招集することができる。

(組合会の招集手続)

第18条 理事長は、組合会の招集を決定したときは、緊急を要する場合を除き、議員に対して開会の日から少なくとも6日前に招集状を送付しなければならない。

2 前項の招集状には、会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を記載しなければならない。

(代理)

第19条 議員は、次の各号のいずれかの理由により組合会に出席することができないときは、あらかじめ通知のあった組合会に付議する議案について賛否の意見を付した書面又は代理人をもって、議決権又は選挙権を行使できる。

- (1) 議員の疾病、負傷又は分娩
- (2) 議員の親族の弔忌
- (3) 議員に係る災害又は交通途絶
- (4) 前各号に準ずるやむを得ない理由

2 前項の代理については、選定議員の場合は組合会に出席する他の選定議員、互選議員の場合は組合会に出席する他の互選議員でなければ代理を行うことができない。

(組合会の傍聴)

第20条 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する決議があったときは、この限りでない。

(組合会の会議規則)

第21条 組合会は、会議規則を設けなければならない。

(組合会の議決事項)

第22条 次の各号に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。

- (1)規約の変更
- (2)収入支出予算及び事業計画
- (3)収入支出決算及び事業報告
- (4)規約及び規程で定める事項
- (5)その他重要な事項

(会議録の作成)

第23条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1)開会の日時及び場所
 - (2)議員の定数
 - (3)出席した互選議員の氏名(数)、選定議員の氏名(数)、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名(数)、並びに代理を受けた議員の氏名
 - (4)議事の要領
 - (5)議決した事項及びその賛否の数
- 2 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。

(議員の旅費及び報酬補償)

第24条 議員の旅費及び被保険者である議員が、その職務を行うことにより、平常の業務に対する報酬を受けることができない場合における補償の額並びにこれらの支給の方法は、組合会の議決を経て別に定める。

(組合会の検査)

- 第25条** 組合会は、法第20条に規定する検査を行う場合において、委員を置くことができる。
- 2 前項の検査に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

第3章 役員及び職員

(理事の定数)

第26条 この組合の理事の定数は、10人とする。

(理事及び監事の任期)

- 第27条** 理事及び監事の任期は、議員の任期とする。
- 2 理事及び監事は、その任期満了の日前に、議員の資格を失ったときは、その資格を失う。
 - 3 理事及び監事に欠員を生じたため、新たに選挙された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 理事の定数に異動を生じたため、新たに選挙された理事の任期は、現に理事である者の任期満了の日までとする。
- 5 理事及び監事は、第1項の規定にかかわらず、任期満了後であっても、後任者が就任するまでその職務を行う。

(理事、理事長及び監事の選挙)

第28条 理事、理事長及び監事は、無記名投票により選挙する。

- 2 前項の投票は、1人につき1票とする。
- 3 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって当選人とする。
- 4 前各項に定めるもののほか、理事、理事長及び監事の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

(理事会の構成)

第29条 この組合に理事会をおき、すべての理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第30条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

- 2 前項のほか、理事長は、理事の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、あらかじめ会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を示し、文書で通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りではない。
- 4 前項の規定に準じ、監事に対し、理事会への出席を求めなければならない。

(理事会の決定事項)

第31条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。

- (1) 常務理事の選任及び解任の同意
- (2) 事業運営の具体的方針
- (3) 準備金その他の財産の保有及び管理の具体的方法
- (4) この規約に定める事項
- (5) その他事務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの

(理事会の議事)

第32条 理事会は、理事定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意見を明らかにした書面又は代理人をもって、理事会に加わることができ

る。

- 4 前項の代理を行う場合は、理事会に出席する他の理事でなければ、代理を行うことはできない。
- 5 理事は、特別の利害関係のある議事については、その議事に加わることはできない。ただし、理事会の同意があった場合は、出席して発言することができる。

(理事会の会議録)

第33条 理事会の議事については、会議録を作成する。

- 2 前項の会議録については、第23条の規定を準用する。

(理事長の職務)

第34条 理事長は、組合の事務を総理し、第31条の規定により理事会において決定する事項以外の事項について決定する。

(常務理事及びその職務)

第35条 この組合に1名の常務理事をおき、理事会の同意を得て、理事長が理事のうちからこれを指名する。

- 2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を処理する。

(監事の職務)

第36条 監事は、組合の行う事業の全般を監査する。

- 2 監査は、組合の決算終了後、組合会が決算を承認する前に実施するほか、監事が必要と認めた場合に実施する。
- 3 監事は、監査を実施したときは、組合会に対し書面をもって意見を述べなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、監事の行う監査に関して必要な事項及び様式等は、組合会の議決を経て別に定める。

(理事長の専決)

第37条 理事長は、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号。以下「施行令」という。)第7条第4項の規定に基づき、緊急に行う必要があるものを処分することができる。

- 2 理事長は、前項の規定による処置を行ったときは、次の組合会においてこれを報告し、組合会において当該事項を決定する場合に必要な議決数をもって承認を得なければならない。

(理事長の事務委任)

第38条 理事長は、第34条に規定する事務の一部を常務理事に委任することができる。

(理事長の職務代理)

第39条 理事長に故障がある場合において、その職務を代理する理事は、理事長が指名する。

(理事、理事長、常務理事及び監事の就任)

第40条 理事、理事長及び監事は当選が確定した日から、常務理事は理事長が指名した日から就任する。

2 理事、理事長、常務理事及び監事が就任したときは、すみやかにその旨を公告しなければならない。

(理事、監事の旅費及び報酬補償)

第41条 第24条の規定は、理事及び監事について準用する。

(職員)

第42条 この組合に(事務長その他)必要な職員をおき、理事長がこれを任免する。

2 前項に定めるもののほか、職員に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

第4章 組合員

(標準報酬)

第43条 被保険者の報酬月額につき法第41条第1項若しくは法第42条第1項の規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項若しくは法第43条第1項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。

2 法第47条第1項第2号の規定に基づく法第3条第4項の規定による被保険者の標準報酬の基礎とするその者の保険者の管掌する前年度の9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額の範囲内において定める額は、この組合につき、当該平均した額に相当する額とする。

第5章 保険料

(一般保険料及び調整保険料の負担割合)

第44条 一般保険料額及び調整保険料額の84分の55.93は事業主、84分の28.07は被保険者において負担する。

(特定被保険者の保険料額)

第44条の2 この組合において、介護保険第2号被保険者たる被保険者以外の、介護保険法施行法第11条に規定する者を除く被保険者(介護保険第2号被保険者たる被扶養者がある者に限る)に関する保険料額は一般保険料額と介護保険料額との合算額とする。

第6章 財務

(会計年度独立の原則)

第45条 各会計年度における支出は、その年度の収入をもって、これを支弁しなければならない。

(会計年度所属区分)

第46条 収入の会計年度所属は、次の各号による。

- (1) 保険料及び調整保険料はその納期末日の属する年度
- (2) 国庫負担金及び補助金並びに繰越金、繰入金、寄付金、組合債及び財政調整事業交付金はその収入を計上した予算の属する年度
- (3) 徴収金及び返納金等随時の収入で納入告知書を発するものは納入告知書を発した日の属する年度
- (4) 前各号に該当しないものは領収した日の属する年度

2 支出の会計年度所属は、次の各号による。

- (1) 保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費又は家族療養費に係る診療報酬若しくは調剤報酬又は訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費についてはこの組合(社会保険診療報酬支払基金を経由するものにあつては、支払基金とする。)がその請求を受理した日の属する年度
- (2) 保険給付のうち前号に定めるもの以外のものについてはその給付を決定した日の属する年度
- (3) 給料、旅費及び手数料の類はその支払うべき事実の生じた時の属する年度
- (4) 使用料、保管料及び電力料の類はその支払いの原因となる事実の存した期間の属する年度
- (5) 工事製造費、物件の購入代価及び運賃の類並びに補助金の類はこれらの契約をした時の属する年度。ただし、法令の規定又は契約により、支払期日の定めのあるものはその支払期日の属する年度
- (6) 前各号に該当しないものは支払いを決定した日の属する年度

(予備費の費途)

第47条 一般勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 保険給付費
- (2) 納付金
- (3) 保健事業費
- (4) 財政調整事業拠出金
- (5) 還付金
- (6) 事務所費
- (7) 連合会費

(8)組合会費

(9)積立金

(10)雑支出

2. 介護勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

(1)介護納付金

(2)介護保険料還付金

(3)雑支出

(準備金の保有方法)

第48条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。この場合において、第3号から第12号までの方法によって保有する準備金の額は、その総額の2分の1を超えてはならない。

(1)銀行預貯金若しくは郵便貯金

(2)信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託(運用方法を特定するものを除く。)

(3)公社債投資信託の受益証券の取得(外国債を運用の中心とするもの又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。)

(4)国債証券又は地方債証券の取得

(5)特別の法律により法人の発行する債券で、その債券に係る債務を政府が保証しているもの又は金融機関の発行する債券の取得

(6)償還及び利子の支払の遅延のない物上担保又は一般担保付の社債の取得

(7)抵当証券の取得

(8)コマーシャルペーパーの取得

(9)社会保険診療報酬支払基金への委託金

(10)健康保険組合連合会が組合の共同目的を達成するために設置する施設に対する出資金

(11)組合間の共同事業として実施する高額医療費及び出産費に係る貸付事業に対する出資金

(12)法第150条の規定による施設である土地及び建物の取得

2 介護勘定で管理する準備金は、原則として第1号の方法によって保有しなければならない。

(準備金以外の積立金の保有方法)

第49条 準備金以外の積立金は、前条第1号から第11号までの方法により保有しなければならない。

(組合財産の管理方法)

第50条 この組合の財産の管理の方法は、組合会の議決を経て別に定める。

第7章 公告

(公告の方法)

第51条 この組合において公告しなければならない事項は、この組合の掲示板に掲示する。

第8章 保険給付

(医療機関の指定)

第52条 この組合が法第63条第3項第2号の規定により同号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局として指定しようとするときは、組合会の議決を経なければならない。

(一部負担還元金)

第53条 この組合は、健康保険法の一部を改正する法律(昭和32年法律第42号)附則第7条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金について、その還元を行う。

- 2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各1件(医療機関の処方箋に基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。)について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額(法第115条の規定により高額療養費(同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。))を除く。以下同じ。)が支給される場合にあつては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額)から、20,000円を控除して得た額とする。
- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があつたときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前2項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てることとし、また、算出した額が1,000円に満たないときは、不支給とする。
- 5 一部負担還元金は、被保険者がその資格を喪失した場合においては、その喪失の日以後の期間について支給しないものとする。

(付加給付)

第54条 この組合が、法第53条の規定により支給する付加給付は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 訪問看護療養費付加金
- (2) 家族訪問看護療養費付加金
- (3) 傷病手当金付加金
- (4) 延長傷病手当金付加金

- (5) 出産育児一時金付加金
 - (6) 家族出産育児一時金付加金
 - (7) 埋葬料付加金
 - (8) 家族埋葬料付加金
 - (9) 家族療養付加金
 - (10) 合算高額療養付加金
- 2 付加給付は、被保険者がその資格を喪失した場合においては、その喪失の日以後の期間について支給しないものとする。
 - 3 上記付加給付のうち、(3) 傷病手当金付加金、(4) 延長傷病手当金付加金は、任意継続被保険者には支給しないものとする。
 - 4 付加給付の支給手続きに関して必要な事項は、組合会の議決を経て、別に定める。

(訪問看護療養費付加金)

第55条 被保険者の疾病又は負傷に関し、法第88条の規定により訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、訪問看護療養費付加金を支給する。

- 2 訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から訪問看護療養費に相当する額(法第115条の規定により高額療養費(同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。))を除く。以下同じ。)が支給される場合にあつては、訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額)を控除して得た額から、20,000円を控除して得た額とする。
- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で訪問看護療養に係る療養費の支給又は当該療養があつたときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前2項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てることとし、また、算出した額が1,000円に満たないときは、不支給とする。

(家族訪問看護療養費付加金)

第56条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第111条の規定により家族訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族訪問看護療養費付加金を支給する。

- 2 家族訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から法第111条第2項の規定による家族訪問看護療養費に相当する額(法第115条の規定により高額療養費(同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。))を除く。以下同じ。)が支給される場合にあつては、家族訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額)を控除して得た額から、20,000円を控除して得た額とする。
- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で訪問看護療養に係る療養費の支

給又は当該療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。

- 4 前2項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てることとし、また、算出した額が1,000円に満たないときは、不支給とする。

(傷病手当金付加金)

第57条 被保険者が、法第99条の規定により傷病手当金の支給を受けるときは、その支給を受ける期間、傷病手当金付加金として1日につき当該傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額(被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る)を平均した額の30分の1に相当する額の15分の2に相当する額を支給する。ただし、同日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額が定められている月が12月に満たない場合にあっては、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額の15分の2に相当する額を支給する。

一 傷病手当金の支給を始める月の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額

二 傷病手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる標準報酬とみなした時の標準報酬月額の30分の1に相当する額

- 2 法第103条第1項又は法108条第1項、第3項及び第4項までの規定により傷病手当金の支給が行われない期間があるときは、その期間については、前項の規定の適用について、傷病手当金の支給があったものとみなす。

なお、この場合における支給は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 法第103条第1項又は法第108条第1項及び第3項のいずれかに該当する場合

支給があったものとみなされた傷病手当金の額及び本条第1項の規定により算定される傷病手当付加金の額の合計額から以下に掲げる額のうちいずれか多い額を控除して得た額。ただし、当該額が0を下回った場合には0とする。

ア 法第102条2項の規定により算定される出産手当金の額

イ 報酬の額

ウ 障害厚生年金の額

- (2) 法第108条第4項に該当する場合

傷病手当付加金の全額。ただし、第1号ア又はイに該当する場合は、同号の規定により算定される額とする。

(延長傷病手当金付加金)

第58条 法第99条の規定により傷病手当金の支給を受ける被保険者が法第99条第4項の規定による期間を経過したことによりその支給を受けなくなった場合において、当該期間の経過後同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し、療養のため労務に服することのできないときは、その労務に服することができない期間、延長傷病手当金付加金として、1日につき当該傷病手当金の算定基礎となった標準報酬月額の平均額の30分の1に相当

する額の100分の80に相当する額を支給する。

2 延長傷病手当金付加金は、被保険者が次の各号に掲げるもののうちいずれか1以上の支給を受ける場合、当該各号に定める額のいずれか多い額の限度において支給しない。

(1) 同一の疾病又は負傷及びこれにより欲した疾病とは別の疾病等による傷病手当金
法第99条第2項の規定により算定される傷病手当金の額

(2) 出産手当金

法第102条第2項の規定により算定される傷病手当金の額

(3) 報酬の全部又は一部

当該報酬の額

(4) 法第108条第3項に規定する障害厚生年金

当該障害厚生年金の額

3 延長傷病手当金付加金を支給する場合において、障害手当金から当該障害手当金の支給を受けなければ支給を受けることができた傷病手当金の額を控除した額に当該延長傷病手当金付加金の額が達するまでの間、当該延長傷病手当金付加金は支給しない。

4 延長傷病手当金付加金は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し、法定給付満了の翌日から起算して6ヶ月を経過したときは、支給しない。

(附則)

経過措置

第57条施行日前の労務に服することができない期間に係る傷病手当金付加金及び延長傷病手当金の支給については、なお従前の例による。

また、施行日前に法定給付が満了した者に係る施行日以降の延長傷病手当金の支給については、第57条第1項中「当該傷病手当金の算定基礎となった標準報酬月額平均額の三十分の一に相当する額」とあるのは「当該傷病手当金の法定給付満了の日における標準報酬月額平均額の三十分の一に相当する額」と読み替えて、同行の規定を適用する。

(出産育児一時金付加金)

第59条 被保険者が出産したときは、法第101条の規定により出産育児一時金の支給を受けるときは、出産育児一時金付加金として、36,000円を支給する。

(家族出産育児一時金付加金)

第60条 被扶養者が出産したときは、法第114条の規定により家族出産育児一時金の支給を受ける被保険者に対し、家族出産育児一時金付加金として、11,000円を支給する。

(埋葬料付加金)

第61条 被保険者が死亡したときは、法第100条第1項、第2項の規定により埋葬料の支給を受ける者に対し、埋葬料付加金として、50,000円を支給する。

ただし、法第100条第2項に該当する場合は、埋葬料と埋葬料付加金とを合算した額が埋葬に要した費用を超えない額とする。

(埋葬費付加金)

第62条 (削除)

(家族埋葬料付加金)

第63条 被扶養者が死亡したときは、法第113条の規定により家族埋葬料の支給を受ける被保険者に対し、家族埋葬料付加金として、50,000円を支給する。

(家族療養費付加金)

第64条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第110条の規定により家族療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族療養費付加金を支給する。

- 2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各1件(医療機関の処方箋に基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。)について、療養(食事療養及び生活療養を除く。)に要する費用の額から家族療養費に相当する額(法第115条の規定により高額療養費(同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。)を除く。以下同じ。)が支給される場合にあつては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額)を控除して得た額から、20,000円を控除して得た額とする。
- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があつたときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前2項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てることとし、また、算出した額が1,000円に満たないときは、不支給とする。

(合算高額療養費付加金)

第65条 法第115条の規定により、同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することによる高額療養費(以下「合算高額療養費」という。)の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養費付加金を支給する。

- 2 合算高額療養費付加金の額は、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となつた被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、合算高額療養費に相当する額を控除した額から、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各1件(医療機関の処方箋に基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。)につき、それぞれ20,000円を控除して得た額とする。
- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があつたときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前2項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てることとし、また、算出した額が1,000円に満たないときは、不支給とする。

(個人情報保護の徹底)

第66条 この組合の組合員である被保険者及び被扶養者等にかかるこの組合が保有する個人情報の漏洩・滅失又は毀損等を防止するため、個人情報の保護を徹底しなければならない。個人情報保護の徹底を図るために必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

第10章 その他事業

(施設の利用等)

第67条 この組合において設置した施設の利用方法及び利用料は、組合会の議決を経て別に定める。

2 この組合において、保健事業として実施する被保険者及び被扶養者への補助の補助方法及び補助額は、組合会の議決を経て別に定める。

附則

第1条 この規約は、令和元年7月16日から施行する。